



# 9月9日は救急の日

「救急の日」は、救急業務や救急医療に対する国民の理解と認識を高め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。また、9月9日を含む1週間（今年は9月4日～9月10日）を「救急医療週間」としています。

目の前で突然人が倒れ、心臓と呼吸が止まってしまった人へ何もしなければ、救命の可能性は急激に低下します。

しかし、救急隊を待っている間、そばに居合わせた人がすぐに救命処置を行うと、救命の可能性が高くなります。1人でも多くの命を救うために、救命講習を受けましょう。詳しくは、最寄りの消防署・消防分署にお問い合わせください。

■問い合わせ・連絡先 消防本部警防課(本町、☎32・5103)／弘前消防署(本町、☎32・5199)／藤代分署(浜の町東3丁目、☎34・1317)／西北分署(小友字神原、☎93・3310)／西分署(鳥井野字宮本、☎82・3311)／東消防署(城東中央5丁目、☎27・1151)／柘形分署(豊原1丁目、☎33・4311)



## AEDを用いた救命処置

あなたの勇気が命を救います

### 1.反応(意識)の確認

- ①倒れている人を発見したら…肩をたたき、声をかけて反応(意識)があるかを確認します。
- ②呼びかけに反応しない！意識がない！

- 119番お願いします！
- AEDを持ってきてください！
- みなさん手伝ってください！(大きな声で助けを呼ぶ)

大丈夫ですか！

119番お願いします！！  
AEDを持ってきてください！  
みなさん手伝ってください！

### 2.胸骨圧迫(心臓マッサージ)

- ①救助者が到着するまで、絶え間なく2分間胸骨圧迫を行います。
- ②2分毎に反応(意識)の確認をし、動き・反応がなければ胸骨圧迫をつづけます。

5～6cmの深さ  
1分間に100～120回のテンポで！

### 3.AED到着

- ①電源を入れます。(音声に従って操作してください)
- ②パッドを装着します。(AEDが自動的に解析を行います)
- ③通電スイッチを押します。(誰もまわりこいないことを確認してください)
- ④ショック後すぐに胸骨圧迫を続けます。あとは機械の音声に従ってください。

弘前地区消防事務組合



確認じゃ！

## 「臨時福祉給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請受け付けを開始



「臨時福祉給付金」と「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請受け付けを8月31日から開始しています。対象者には8月30日に申請書を送付していますので、申請してください。いずれの支給対象にも該当する場合は、2つの給付金を受給できます。対象者だと思のに申請書が届かない人は、お問い合わせ

合わせてください。

▽申請受付期間 8月31日～11月30日  
▽申請先 平成28年1月1日時点で居住する市町村  
※申請方法や受付期間は、市町村によって異なります。  
■問い合わせ先 臨時給付金対策室(市役所新庁舎4階、☎40・7120)

### 平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率5%から8%への引上げによる所得の少ない人への影響を緩和します。

- 支給額 1人につき3,000円
- 支給対象 平成28年度分の市民税が課税されない人  
※平成28年度市町村民税課税者の税法上の扶養になっている人や生活保護受給者等は除きます。

### 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援します。

- 支給額 1人につき3万円
- 支給対象 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人  
※高齢者向け給付金(3万円)の受給者を除きます。



### 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便物があつた場合は、臨時給付金対策室または警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。

## シリーズ 国民健康保険の現状

今回は、市町村が運営する国民健康保険とほかの医療保険を比較します。医療保険の種類は、75歳以上が加入する後期高齢者医療を除き、4種類あります。比較すると、市町村国民健康保険は平均年齢が一番高く、特に65歳～74歳の割合が加入者の約3分の1を占め、1人当たりの医療費はほかの医療保険の約2倍となっています。市町村国民健康保険は退職者や年金生活者が多く加入するため、平均年齢は高く、平均所得が少なく、医療費は多くかかる傾向となっています。

	市町村国民健康保険	健康保険	国民健康保健組合	共済組合
運営主体	市町村	全国健康保険協会	会社単位の組合など	各種公務員共済
加入者の平均年齢	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳
65歳～74歳の割合	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%
1人あたりの医療費	31万6,000円	16万1,000円	14万4,000円	14万8,000円
1人当たりの平均所得	83万円	137万円	200万円	230万円

(引用 厚生労働省資料)



### ワンポイントアドバイス

【診療時間外に受診すると医療費は高くなります】

「昼間は仕事で時間がない」「夜は待ち時間が短いから」と夜間や休日に救急医療機関を受診すると、通常の診療時間外のため時間外の料金が加算され、窓口での医療費の負担が割高となります。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間に受診するようにしましょう。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係(市役所新庁舎1階、☎40・7045)